

令和 4 年度 事業計画（案）新旧対照表

全国健康保険協会 鳥取支部

令和4年度 全国健康保険協会鳥取支部事業計画（案）

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・ 評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。 <p><u>【重要度：高】</u></p> <p><u>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</u></p> <p><u>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が</u></p>	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>○ 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 経済情勢の悪化等による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・ 評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。 <p>（評議会：年4回予定、健康づくり推進協議会：年2回予定）</p>

高い。

○ サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付等の申請について、郵送による申請を促進する。
- ・お客様満足度調査の結果から課題を抽出し対応することで、サービス水準の向上に努める。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする
②現金給付等の申請に係る郵送化率を89.0%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に履行

○ サービス水準の向上

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付等の申請について、郵送による申請を促進する。
- ・お客様満足度調査の結果から課題を抽出し対応することで、サービス水準の向上に努める。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする
②現金給付等の申請に係る郵送化率を85.1%以上とする

○ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

○ 現金給付の適正化の推進

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に履行

し、現金給付の適正化を推進する。

・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化PT を効果的に活用し、事業主への立入検査を行う。

○ 効果的なレセプト内容点検の推進

・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格、外傷、内容点検を実施する。

・内容点検は、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、点検員のスキルアップ、システム点検の精度向上を図り効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たりの査定額向上に取り組む。

・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革の進行状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、支払基金と点検業務等の情報を共有し審査を実施する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点

し、現金給付の適正化を推進する。

・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を行う。

○効果的なレセプト点検の推進

・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格、外傷、内容点検を実施する。

・内容点検は、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、点検員のスキルアップ、システム点検の精度向上を図り効果的なレセプト点検を推進する。

・令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、支払基金と、点検業務等の情報を共有し審査を実施する。

検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

(※) 電子レセプトの普及率は 98.8% (2020 年度末) となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。

○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

・ 柔道整復施術療養費について、多部位 (施術箇所が 3 部位以上) かつ頻回 (施術日数が月 15 日以上) の申請や負傷部位を意図的に変更する いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者 に対する 文書照会 を実施する。

・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。

・ 厚生局へ情報提供を行う 不正疑い 事案が発生した場合は、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、

■ KPI : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

・ 多部位 (施術箇所が 3 部位以上) かつ頻回 (施術日数が月 15 日以上) の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を実施する。

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行う事案が発生し

かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、**早期に**協会けんぽから保険証未返納者に対する返納催告を行う**とともに**、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。
- ・**未返納の多い事業所データ等を活用し**、事業所担当者に対し文書等により退職時の保険証回収と資格喪失届への**保険証添付及び早期返納**を周知する。
- ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回

た場合は、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未返納者に対する返納催告を行うことともに被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。
- ・事業所担当者に対し文書等により退職時の保険証回収と資格喪失届への添付を周知する。
- ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

(※1) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)

(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。

- KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **96.7%**以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者のマイナンバー

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を **96.8%**以上とする

○オンライン資格確認の円滑な実施

- オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者のマイナンバー

登録を確実に実施する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

登録を確実に実施する。

○業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。

2. 戦略的保険者機能関係

- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、
「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健
事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ
効果的、効率的に実施する。

上位目標：健康経営（コラボヘルス）の推進により、加入者の健康
度を向上する。

- ・ 血圧リスク保有者の構成比を10%削減する
- ・ がん死亡率を20%削減する
- ・ 健康寿命、平均寿命ともに、全国順位10位以内をめざす
(がん死亡率、健康寿命・平均寿命については鳥取県の目標と
して達成できるよう貢献する)

○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

支部の健康づくり事業の柱としている「健康経営推進事業」、
「特定健診・がん検診ダブル受診事業」について、協会の保有
するデータを活用し、分析・提供を行い、さらなる事業推進に
つなげる。

- i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

○健診の受診勧奨対策

2. 戦略的保険者機能関係

- データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計
画）の着実な実施

「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、
「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健
事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ
効果的、効率的に実施する。

上位目標：健康経営（コラボヘルス）の推進により、加入者の健康
度を向上する。

- ・ 血圧リスク保有者の構成比を10%削減する
- ・ がん死亡率を20%削減する
- ・ 健康寿命、平均寿命ともに、全国順位10位以内をめざす
(がん死亡率、健康寿命・平均寿命については鳥取県の目標
として達成できるよう貢献する)

○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

支部の健康づくり事業の柱としている「健康経営推進事業」、
「特定健診・がん検診ダブル受診事業」について、協会の保有
するデータを活用し、分析・提供を行い、さらなる事業推進に
つなげる。

- i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

○健診の受診勧奨対策

- ▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得
 - ・事業所への訪問・文書・電話勧奨による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供勧奨実施
 - ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施
 - ・鳥取県との連携事業：ピロリ菌検査補助事業を活用した健診受診勧奨の実施
 - ・35歳到達者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨実施
 - ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施
 - ・業界団体等と連携した健診受診勧奨および健康経営の推進
- ▶被扶養者の特定健診
 - ・新規被扶養者への月次による健診案内実施
 - ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
 - ・市町村、関係機関と連携による「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の実施
 - 市町村の集団健診における共同広報
 - ・ナッジ理論を活用した効果的な未受診者への受診勧奨の実施
 - ・医師会・薬剤師会・保険者協議会と連携した受診勧奨の実施

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

- ▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得
 - ・事業所への訪問・文書・電話勧奨による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供勧奨実施
 - ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施
 - ・鳥取県との連携事業：ピロリ菌検査補助事業を活用した健診受診勧奨の実施
 - ・35歳到達者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨実施
 - ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施
- ▶被扶養者の特定健診
 - ・新規被扶養者への月次による健診案内実施
 - ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施
 - ・市町村、関係機関と連携による「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の実施
 - 市町村の集団健診における共同広報
 - ・ナッジ理論を活用した効果的な未受診者への受診勧奨の実施
 - ・医師会・薬剤師会・保険者協議会と連携した受診勧奨の実施

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

○被保険者（40歳以上）（実施対象者数：84,270人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 61.4%（実施見込者数：51,742人）
- ・事業者健診データ 取得率 14.6%（取得見込者数：12,303人）

○被扶養者（実施対象者数：19,435人）

- ・特定健康診査 実施率 25.4%（実施見込者数：4,936人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を61.4%以上とする
② 事業者健診データ取得率を14.6%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を25.4%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

○ 保健指導の受診勧奨対策

- ・健診実施機関へ働きかけ、健診受診日の初回面談実施の拡大を図る
- ・特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用
- ・特定保健指導の改善結果を活用した未実施事業所への勧奨実施
- ・業態の特性に合わせた案内文書による特定保健指導勧奨実施

○ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：84,007人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 60.5%（実施見込者数：50,824人）
- ・事業者健診データ 取得率 14.5%（取得見込者数：12,181人）

○被扶養者（実施対象者数：23,639人）

- ・特定健康診査 実施率 25.0%（実施見込者数：5,910人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を60.5%以上とする
② 事業者健診データ取得率を14.5%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を25.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

○保健指導の受診勧奨対策

- ・健診実施機関へ働きかけ、健診受診日の初回面談実施の拡大を図る
- ・特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用
- ・特定保健指導の改善結果を活用した未実施事業所への勧奨実施
- ・業態の特性に合わせた案内文書による特定保健指導勧奨実施

・被扶養者の特定保健指導未実施者へ勧奨実施

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

○被保険者（特定保健指導対象者数：13,129人）

・特定保健指導 実施率 35.0%（実施見込者数：4,595人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：464人）

・特定保健指導 実施率 7.0%（実施見込者数：32人）

■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を35.0%以上とする
②被扶養者の特定保健指導の実施率を7.0%以上とする

・被扶養者の特定保健指導未実施者への受診勧奨実施

○被保険者（特定保健指導対象者数：12,727人）

・特定保健指導 実施率 30.2%（実施見込者数：3,844人）

○被扶養者（特定保健指導対象者数：508人）

・特定保健指導 実施率 6.7%（実施見込者数：34人）

■ KPI：被保険者の特定保健指導の実施率を30.2%以上とする
被扶養者の特定保健指導の実施率を6.7%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨

- ・ 未受診者への文書・電話による受診勧奨実施
- ・ 事業所担当者への健診結果による受診勧奨実施依頼

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業の実施

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,500人

■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 900人

- ・ 未受診者への文書・電話による受診勧奨実施
- ・ 事業所担当者への健診結果による受診勧奨実施依頼

- ・ 健診実施機関による健診受診日に受診勧奨実施

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業の実施

■ KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

○ 鳥取県との「健康経営推進事業」の実施

「健康経営パンフレット」、「健康経営比較結果」の広報などにより、「健康経営宣言事業所数」の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配布、夏1回

康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度（支部長、知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。また、事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を 2,360 事業所以上とする

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便り」とつとり」の配付、秋 1 回 3 会場の年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知

3 会場・秋 1 回 3 会場の研修会、表彰制度（支部長、県知事）の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。また、事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。

■ KPI：健康づくり宣言事業所数 令和 3 年度末目標 2,350 事業所（令和 5 年度末目標 3,000 事業所）

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。特に、インセンティブ制度においては、令和 2 年度の実施結果を検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報

を進める。

- KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 74.3%以上とする

○ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 従来の希望シール、Q & A など広報物の配布、軽減額通知の発送を確実に実施するとともに、薬剤師会との連携を進め、お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、総合的な事業として展開する。

特に、個別の調剤薬局に対する見える化ツールを薬剤師会と共有・分析し、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI: ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度末以上とする。（※）医科、DPC、歯科、調剤

の重点対象として、専用広報「けんぽ便りとっとり」の配布、秋1回3会場の年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。

- ・ 健康保険委員委嘱者数 令和3年度末目標 2,900 事業所（令和5年度末目標 3,000 事業所）

- KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 74.5%以上とする。

○ジェネリック医薬品の使用促進

従来の、希望シール、Q & A など広報物の配布、軽減額通知の発送を確実に実施するとともに、薬剤師会との連携を進め、お薬手帳の推進、適切なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、総合的な事業として展開する。

特に、個別の調剤薬局に対する見える化ツールを薬剤師会と共有・分析し、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。

- KPI: ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする。

○ インセンティブ制度の着実な実施

- ・ 令和 3 年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和 4 年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015』や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた

○地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた

意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

①医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析

②鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析

iii) 外部への意見発信や情報提供

・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。

①医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析

②鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析

iii) 外部への意見発信や情報提供

・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

3. 組織・運営体制関係

○ 戦略的保険者機能の更なる発揮のため〇 J Tを中心とした人材育成

- ・ O J Tを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を計画的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。

- ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積もりの徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。

- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。

- ・ 消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。

- ・ 調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表

3. 組織・運営体制関係

○戦略的保険者機能の更なる発揮のため、O J Tを中心とした人材育成

- ・ O J Tを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を計画的に組み合わせることで、組織基盤の底上げを図る。

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定、仕様書の見直し等の取組を行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備し、調達における競争性を高め、一者応札案件の減少に努める。

- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者にアンケート調査等を実施、原因を把握、検証し、次回の調達改善に努める。

- ・ 消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。

- ・ 調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。

することにより協会事業の透明性を維持する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

○ リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・ 各委員会の開催、自主点検の年間計画を策定のうえ、着実に実施することでその徹底を図る。
- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高めるため、普段の点検を通じた意識の醸成を図るとともに、職員研修等を実施しその徹底を図る。

○ 適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

- ・ 業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。
- ・ 労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする。

○ リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・ 各委員会の開催、自主点検の年間計画を策定、確実に実施し、その徹底を図る。
- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高めるため、不断の点検を通じた意識の醸成を図るとともに、職員研修等を実施し、その徹底を図る。

○ 適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置

- ・ 業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。
- ・ 労働負荷の平準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。